# (27) いじめ防止基本方針

#### 第1章 いじめ防止のための基本的な考え方

#### 1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめはすべての児童に対し、またどの学校でも起こりうる問題である。子どもの心身に、または生命にも深刻かつ重大な危険を生じさせうるものである。

いじめ問題の取り組みにあたっては、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、 学校全体で組織的に取り組む必要がある。教育活動全般を通じて、いじめを生まない土壌づくりに取り組み、す べての児童が豊かな学校生活を送れるように努めなければならない。

#### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうのではなく、いじめを受けた 子どもの立場に立って行なう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### 3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### 4. いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導・人権支援教育担当者(養護教諭を含む) (必要に応じて、心の教室相談員等も参加する)

# 5. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1	いじめ防止年間計画	
月	学校全体の活動内容	学年学級の活動内容	備考
4	・いじめ防止に係る年間計画の作成	・「学級開き」での人権教育	• 学級懇談会
	・いじめ防止基本方針の更新	・学年学級経営方針の周知と保護者への	• 家庭訪問
		協力依頼	
		・家庭訪問で児童の様子を把握	
5	・地域による学校理解(学校参観)	・家庭訪問で児童の様子を把握	<u>・オープンスクール (参観)</u>
		・アウトドアスクールに向けた取り組み	
		(5年)	
6	・地域による学校理解(学校参観)	・校外学習での仲間づくりの取り組み	・授業参観
	・拡大特別支援委員会	・「いじめアンケート」の実施及び結果分	
		析と事後指導	
7	・1 学期を振り返っての総括	<ul><li>・個人懇談での保護者との情報交流 (家庭</li></ul>	・個人懇談
	・夏季休業に向けた指導	での様子の把握)	
8	・人権教育全体研修会(児童理解について)	・夏休み中の児童の様子を把握	
9		・学級会での指導(仲間づくり)	
		・運動会に向けた仲間づくりの指導	
10		・修学旅行に向けた取り組み(6年)	・運動会
		・校外学習での仲間づくりの取り組み	
11	・地域による学校理解(授業参観)	・「いじめアンケート」の実施及び結果分	• 授業参観
	・学校自己診断アンケートの実施	析と事後指導	• 学級懇談会
	・拡大特別支援委員会	・児童会まつりの取り組み	
12	・2学期を振り返っての総括	・個人懇談での保護者との情報交流 (家庭	・個人懇談
	・冬季休業に向けた指導	での様子の把握)	
1	・学校自己診断アンケートの結果分析及び改	・学級会での指導(仲間づくり)	
	善策周知	・他学年との交流行事	
2	・地域による学校理解(学校参観)	・「いじめアンケート」の実施及び結果分	<ul><li>・入学説明会・授業参観</li></ul>
	・拡大特別支援委員会	析と事後指導	• 学級懇談会
3	・3 学期及び年間を振り返っての総括		
	・春季休業に向けた指導		
年	・毎月の「生徒指導・人権支援教育部会」の関		
間	・定期的な地域との会合での連携		
	・必要に応じて心の教室相談員、SSWと連携し	たケース会議の実施	
	・道徳や特活でのいじめ防止に関わる人権教育	育の推進	

# 6. 取組状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、生活指導・人権支援教育部会として月1回開催する。じんけん(いじめ)アンケート取り組みを学期に一回行い、計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検討、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。(PDCA)

# 第2章 未然防止のために

#### 1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行なう。

また、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

- ① 学校、学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気を作る。
- ② 児童、教職員の人権感覚を高める。

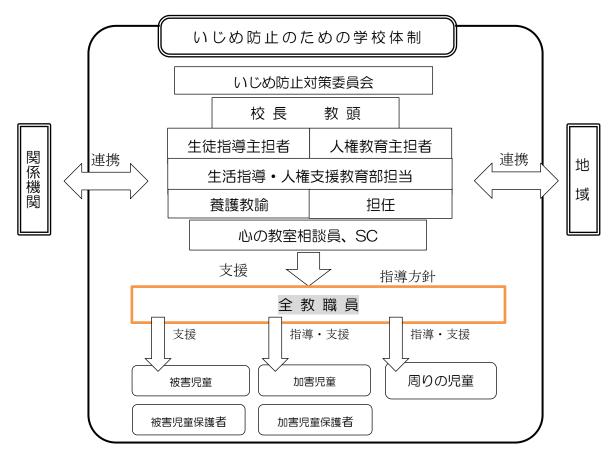
- ③ 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤ いじめ問題について、保護者、地域、そして関係機関との連携を深める。

#### 2. いじめ防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るための取り組み
- ① 教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知する。また、学年会や日常の会話の中で児童の情報交換を行い、子どもの実態把握や共通理解に努める。

「いじめはどの学校でも起こり得る問題である」という意識を、すべての教職員が共通認識として持つ。また、指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。

- ② 児童に対して、学級活動や児童集会等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という考えを学校全体に浸透させる。
- ③ 保護者に対して、児童を見守り、健やかな成長を支援していくために、連絡を大切にし、連携・協力を求めていく。
- ④ 地域に対して、学校ウェブサイト等を活用して情報発信し、意識啓発をする。地域ぐるみで子どもを育てるという 視点から、安全見守り隊の方などとの連絡をとり、登下校中の児童の情報交換を行う。
- (2) いじめを許さない学校・学級づくり
- ①「学習指導と生徒指導は表裏一体」との認識のもと、学級・学校の教育力を高め、児童にとっての居場所としての温かみのある人権感覚豊かな集団・学級・学校づくり、落ち着きのある学級・学校づくりを進める。
- ②「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」を高める学級・学年・学校経営に努める。
- ③ 各教科では、学習規律を確立し、共感的な人間関係に基づく「わかる授業」を通して自己存在感を高めていく。
- ④ 道徳の時間では、副読本や人権教材、視聴覚機器等を有効に活用して、共感的な授業を通して、生きる上での価値を考え、自己決定能力の育成(道徳的価値観)を図る。
- ⑤ 総合的な学習の時間や外国語活動では、体験的な活動を通して、社会のルールやマナーの大切さを体得させ、児童同士の豊かな人間関係を培い、ともに生きる心を育てる。
- ⑥ 児童会活動や学級活動等の特別活動や学校行事では、豊かな生活体験、自主的な集団活動を意図的に組織し、仲間づくりを進める。
- (3) 教育相談の充実
- ① 管理職、生徒指導主担者、人権教育主担者、養護教諭、心の教室相談員等の相談窓口を広くつくり、気軽に相談できる体制づくりを進める。
- ② 教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話す機会を多く持つ。



## 第3章 早期発見のために

#### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりより集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

# 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法
  - ① 定期的なアンケート(毎学期実施) 担任および生活指導・人権支援教育指導担当による集約
  - ② 教育相談の機会を設ける(不定期)
  - ③ 朝の健康観察、自由帳や日記帳等の活用、保健室での様子等、日常の観察
- (2) 目常の観察
  - ① 児童が集団から離れて独りで行動している時は、声をかけるようにする。
  - ② 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。
- (3) 保護者との連携
  - ① 以下の点について、特に連携・依頼を行う。
    - 子どもとの会話をできるだけ多くする。
    - 服装等の汚れや乱れに気を配る。
    - 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり増えたりしていないか観察する。
    - 普段から、何でも親に話せるような雰囲気を作る。
- (4) 相談窓口の周知
  - ① 管理職、生徒指導主担者、人権教育主担者、養護教諭、心の教室相談員らによる相談窓口を設置し、気軽 に相談できるようにする。
- (5) 個人情報
  - ① 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて慎重な配慮を行う。

#### 第4章 いじめがおきたときの対応

## 1. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合
  - ① ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から積極的に関わる。
  - ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (2) 報告・連絡・相談
  - ① いじめの兆候を発見した場合、速やかに学年主任や生徒指導主担者に報告し、いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)と情報を共有する。
  - ② いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。
  - ③ 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により、直接会って、より丁寧に行う。

#### 2. 被害児童及びその保護者への支援

- ① 保護者の了解を得た上で事実確認等を行う。
- ② 当該児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、時間的な経過や具体的な状況を詳細に聞き取り、記録を残す。
- ③ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得る。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。その際、状況に応じて、関係機関の協力を得て対応を行う。
- ⑤ 事情を聞いたら、できるだけ早く家庭訪問を実施する。そして、保護者の思いをしっかりと聞き、これま

での指導で不十分な点があれば謝罪する。また、安心して学校生活を送れるように配慮し、具体的な対応 については、今後、継続して行なうことを伝える。

#### 3. 周囲の児童からの事実確認

人権やプライバシーに配慮しながら、正確に事実を把握する。思い込みや先入観・憶測が入らないように 慎重を期し、正確な聴き取りができるようにグループや個別対応など、聞き取り方を工夫する。

#### 4. 加害児童及びその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、担任と学年主任等複数で対応し、事実確認を行う。聴取にあたっては、 個別に行うなどの配慮をする。
- ② いじめを起こした背景や時間的な経過等、できるだけ具体的な状況を把握し、今後の指導のための記録を 残す。
- ③ 確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の気持ちを伝える。また、いじめは人格を 傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解さえ、自らの行為の責任を自覚させなど、行 為の重大さに気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法について、ともに考えながら指導していく。
- ④必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その 再発を防止する措置をとる。
- ⑤ 事情聴取後、家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。その際、保護者にいじめの解決を通して、児童のよりよい成長を促したいという学校の願いを伝え、協力を求める。家庭での子どもへの接し方等について助言する。

#### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめられた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ② 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ③ いじめの事実を出す場合は、人権やプライバシーに配慮し、本人や保護者の了解を得る。

#### 6. 指導の継続

- ① いじめられた児童に対しては、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の協力を得て対応する。
- ② 学校(担任)は、被害児童の保護者に経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取り組みについて説明し、理解と協力を依頼しながら継続して児童の成長を見守る。

#### 7. 関係機関との連携

- ① 速やかに管理職が教育委員会に報告する。
- ② 児童との継続的なカウンセリングを依頼するなど、心の教室相談員や相談機関と連携をとり。心のケアに 努める。
- ③ 一定の限度を越えるいじめには、教育委員会等と連携して、加害者に出席停止の措置を講じる等の対応も考慮する。
- ④ 暴力や恐喝等を伴うなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 第5章 いじめ相談窓口

- ●枚方市立蹉跎東小学校 050-7102-9124
- 枚方市子どもの笑顔守るコール (いじめ専用ホットライン) **072-809-2975** ※月~金曜日9時~17時30分 (祝日・年末年始を除く)
- ●まるっとこどもセンター
  - 072-840-7221 ※月~金曜日9時~17時30分(祝日・年末年始を除く)
- ●大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161 ※月~金曜日9時~17時45分(祝日・年末年始を除く)
- ●大阪府すこやか教育相談24 0570-078310 ※年中無休24時間対応

# じぶんがしたことについて

このアンケートでは、1がっきのことについてききます。

①学校から帰る時に、誰かにいやなことをしたことがある。	[	ある	•	ない	]
②人の持ち物にいたずらをしたり、隠したりしたことがある。					
③わざとつくえをはなしたことがある。					
④休み時間や放課後に仲間外れをしたことがある。	[	ある	•	ない	]
⑤同じ相手に何度もいやなことを言ったことがある。	[	ある		ない	]
⑥何もしていない相手をけったり、たたいたりしたことがある。…	[	ある		ない	1
⑦無視をしたことがある。	[	ある	•	ない	1
①~⑦の他に相手がいやがることをしてしまったことがある。	[	ある		ない	1
あると答えた人はどんなことをしてしまいましたか。					

# だれかがしているのをみたことについて

あると答えた人は、誰が誰にどんなことをされていましたか。

※その人がいやがっていなくても自分がされたらいやだなと思うことでもいいですよ。

# Chartelelont

1がっきにいやだなと思うことをされたことがありますか。

	【 ある ・ ない 】
ぇ こで、	【ある】をえらんだ人にききます。
Dさ <sub>え</sub>	ıたことで特にいやだったことを教えてください。いくつあってもかまいません。あては
まる	るものに○をしましょう。
(	)わる口を言われた
	)なかまはずれにされた。 ( ) いやなこと、きけんなことをさせられた。
?その	)ときあなたはどうしましたか。いくつあってもかまいません。あてはまるものに○をつ
けす	きしょう。
(	)だれにも相だんできなかった。
(	)やり返した。
(	************************************
(	<sup>た した</sup> )その他 下の□に書きましょう。
それ	ιは、かいけつしましたか。 【 かいけつした ・かいけつしていない 】